

# 令和3年度 出資法人等経営評価の実施方針

令和3年4月14日

総務部出資団体指導・行政監察室

令和3年度の出資法人等経営評価については、「出資法人等の経営評価及び運営指導に関する指針」(平成14年8月1日制定)によるほか、次により実施することとする。

## 1 基本的な考え

### (1) 自主的な経営改善策の実施

出資法人等は、自ら経営評価を行うことにより、経営の現状と課題について自己評価するとともに、改善すべき事項については、速やかに必要な対応策を実施する。

令和3年度経営評価書に基づき、法人事業の必要性・存在意義など現在の社会情勢及び将来を見通した事業の見直しを検討する。

### (2) 県の指導・監督の充実

県は、出資法人等に対し統一的・客観的な経営評価結果に基づき、当該法人が経営課題等を有する場合は、その解決を図るため、経営状況に応じた的確な指導・監督を行い、経営の健全化を図る。特に、実地検査については、年度内の可能な限り早い時期に確実に実施する。

なお、経営状況が概ね良好と認められる法人については、所管課における指導を基本とし、県の関与を縮小する方向とする。

### (3) 県民に対する情報提供

出資法人等の経営評価については、県民への公表及び情報提供を行う。

### (4) 改革工程表等に基づく「出資団体改革」の検証

改革工程表等の目標達成に向けた取組等について、経営評価を通じて検証することにより、着実な出資団体改革を推進する。

### (5) 社会情勢の変化への適切な対応

経営評価を通じ、コンプライアンス経営の徹底など社会情勢の変化についても適切に対応していくよう、必要な指導を行う。

### (6) 出資団体等経営改善専門委員会

法人のあり方や経営状況など、特に課題があると判断される出資法人等については、経営改善専門委員会の意見を踏まえて評価する。

## 2 経営評価の実施法人

評価対象は、県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（以下「条例」という。）第8条「県の出資割合が4分の1以上である法人」及び「県の財政的援助が総収入の2分の1以上である法人」に基づき、令和2年度の収支決算額が1億円以上の出資法人等と規定されている。

なお、出資法人等の自主的な経営改善努力を促す観点から、条例対象外の県内法人についても、所管課の協力を得て経営評価を実施することとする。

経営評価対象法人		33法人	
条例第8条対象法人		条例第8条対象外法人	
21		12	

## 3 経営評価の視点

(1) 経営評価に当たっては、「目的適合性」、「計画性」、「組織運営の健全性」、「効率性」、「財務の健全性」の5つの評価の視点を設定し、さらに「事業内容と設立目的の合致」、「目標達成状況」、「実効性をもった監事監査の実施」、「役職員数の抑制」、「正味財産増減額（経常利益）」など47項目の評価指標により評価を行う。

特に、法人のあり方・存在意義が問われることから、「目的適合性」、「計画性」の評価に重点を置く。

(2) 各指標のうち「正味財産増減額（経常利益増減額）」や「平均目標達成度」など、重要性が高い7項目を設定し、これらの評価得点が低い場合には「警戒指標」として表示することにより注意を喚起する。

(3) 所管課及び経営評価チームは、評価結果に対する意見、経営上の課題等に関する意見を記述し、事業の公益性など行政的な評価も考慮して総合評価を行い、5つの視点のうち特に取組を強化すべき視点を表示する。最終的に、出資法人等の経営状況を4つの評価区分で表示する。

評 価 区 分			
概ね良好	改善の余地あり	改善措置が必要	大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要

#### 4 議会への報告

経営評価結果に係る次の事項については、県議会（令和4年第1回定例会）に報告する。

- (1) 出資法人等全体に係る経営評価結果の概要
- (2) 個々の出資法人等の経営評価結果の概要
- (3) 経営改善専門委員会の意見書及び県の対応方針

#### 5 県民への情報提供

経営評価結果に係る上記の事項については、県ホームページ上で公表する。

#### 6 実施スケジュール

時 期	内 容
令和3年4月～7月	経営評価書の作成・提出（所管課及び出資法人等）
7月上旬～8月上旬	ヒアリング
9月下旬	経営評価チームによる評価の実施等
11月上旬～12月上旬	評価結果の通知（所管課及び出資法人等あて）
11月～令和4年1月	評価結果に係る対応措置の検討 （所管課及び出資法人等）
令和4年2月	評価結果の対応措置のとりまとめ （必要に応じて）抜本的対応策の協議
2月～3月	経営評価結果の県議会報告、県民への公表

#### 7 その他

経営評価の実施に当たっての詳細については、別に定める令和3年度出資法人等経営評価書作成要領によるものとする。